

わかっているつもりでも、

意外と知らない!?

# 年金なるほど

# ○×クイズ

老後の年金をもらえなくもらうためには、制度をきちんと知り、理解しておく必要があります。○×クイズで自分の理解度を確認してみましょう!

監修/社会保険労務士 望月厚子

あなたの  
“ねんきん理解度”をチェック!  
○か×で答えてみましょう

## 問題1

年金をもらえるのは、原則として60歳からである



## 問題2

保険料を10年納めれば、老齢年金をもらえる

## 問題3

国民年金保険料は、納期限を過ぎると納めることができない

## 問題4

年金請求の手続きは、早ければ早いほどよい



## 問題5

年金の受給開始を遅らせたなら、もらえる年金が増える

## 問題6

専業主婦は、夫の定年退職後も保険料を納めなくてよい



## 問題7

年金事務所に相談に行くときは、待つのを覚悟しなくてはならない

## 問題8

課税対象なら「扶養親族等申告書」を提出すると、各種控除を受けられる

## 問題9

年金受給者も必ず確定申告をしなくてはならない

## 問題10

年金請求時に登録した振込口座は変更ができない

### 正解が8個以上

年金をしっかり受け取れる可能性が大。不正解だったところはしっかり見直しておきましょう。

### 正解が5~7個

年金を漏らさず受け取れるよう、日ごろから日本年金機構からのお知らせにしっかり目を通すようにしましょう。

### 正解が4個以下

知らないうちに年金で損をしていないか、注意が必要です。年金事務所で自分の年金記録を確認したり、JAで年金について相談するのもおすすめです。



問題の答えは次のページから!

# 年金受給前

## 問題1の答え

**老齢基礎年金は原則として65歳から。  
部分年金は性別や生年月日によります**

年金は60歳からもらえると思っている人もいますが、現在の老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給開始年齢は65歳。ただし部分年金（特別支給の老齢厚生年金）の受給開始年齢は、60～65歳の間で性別や生年月日によって異なります。

なお、年金事務所などで手続きをすれば、年金の受給開始を60歳からに繰り上げることは可能です。その場合、年金受給額が減るなどのデメリットがあるので、窓口でよく説明を聞いてから繰上げ受給を検討するようにしましょう。

## 問題2の答え

**資格期間が10年あれば年金をもらえます**

年金をもらうために必要な資格期間（厚生年金保険の加入期間、国民年金保険料の納付済期間や免除期間、カラ期間など）は、10年以上となっています。

また、60歳の段階で資格期間が10年未満でも、任意加入制度などの方法で受給資格を10年以上にすれば、受給資格を得ることが可能です。未納期間が長くても、「どうせもらえない」と諦めず、年金事務所などに確認・相談してみましょう。

## 問題3の答え

**保険料を納め忘れた場合は納期限から2年間、  
免除されていた場合は10年間、納めることが可能**

- ・未払いにしていた保険料…納期限（納付対象月の翌月末）から2年間、納めることが可能。
- ・市区町村役場で手続きをして免除等の承認を受けていた場合…保険料の後払い（追納）は納期限から10年間可能。ただし、追納には手続きと承認が必要なので早めに年金事務所などに問い合わせましょう。



# 年金の受給開始年齢が近づいたとき

## 問題4の答え

**年金請求書の提出は  
受給開始年齢の誕生日の前日から可能**

通常の年金請求書の受付は、受給開始年齢の誕生日の前日からです。なお、受給開始を前倒しにする「繰上げ受給」を希望する場合は、年金事務所などで相談・手続きをします。



## 問題5の答え

**年金の受給開始を遅らせたら、  
年金額が最大で42%増える**

老齢基礎年金も老齢厚生年金も、もらい始める時期を1年以上遅らせる「繰下げ受給」をすると、年金額がアップします。増額率は、 $0.7\% \times$ 繰り下げた月数で、最大42%です。繰り下げたい場合は、もらい始めたい時期が来たら年金請求の手続きをします（実際に振り込まれるのは、手続きの3～4か月後なので注意してください）。

なお、特別支給の老齢厚生年金は繰下げ制度はないので、時期が来たら速やかに年金請求の手続きをしましょう。

## 「年金生活者支援給付金制度」がスタート

年金生活者支援給付金は、所得が低い年金生活者に支給されるもので、<sup>\*</sup>老齢年金生活者支援給付金の受給には下記の①～③すべてを満たす必要があります。

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、879,300円以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

年金生活者支援給付金の額は、年6万円（月5000円）を基準に、保険料納付済期間等に応じて計算した額です。

※受給している年金の種類に応じて老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金があります。



## 問題6の答え



### 専業主婦は、夫が会社を辞めると 保険料を納めるようになる

会社員に扶養されている専業主婦は「第3号被保険者」となり、妻自身が保険料を納めなくても老齢基礎年金がもらえます。

しかし、夫が退職したときに妻が60歳未満なら、国民年金の保険料納付が必要な第1号被保険者（いわゆる国民年金加入者）になります。夫が退職した時点で妻が60歳未満なら、すぐに市区町村役場で第1号被保険者への種別変更の手続きを行いましょう。



## 問題7の答え



### 年金事務所に相談に行くときは、 予約をすると待ち時間が短くなる

年金事務所などでは、年金相談の予約が可能です。待ち時間を短くするため、専用電話で予約するようにしましょう。

○予約受付専用電話 **0570-05-4890** (ナビダイヤル)  
050で始まる電話からかける場合は**03-6631-7521** (一般電話)  
受付時間:月~金(平日) 8:30~17:15 土・日・祝、12/29~1/3は除く

### 「年金生活者支援給付金」の受け取り方

給付金制度は、消費税増税と同時に施行され、初回の支払い(10月分・11月分)は12月13日です。受け取るには、支給要件を満たし、給付金の認定請求手続きが必要となります。対象者には日本年金機構から9月ごろにお知らせが順次届くので、すぐに手続きしてください。手続きが遅れるとそのぶん給付金をもらい損ねる場合があります。

給付金は年金受取口座に振り込まれます。これを機に年金受取口座を変更したい場合はお近くのJAにご相談ください。

## 年金受給後

## 問題8の答え



### 課税対象なら「扶養親族等申告書」の 提出を。各種控除を受けられます

老齢年金には、所得税と復興特別所得税、住民税がかかります。所得税の課税対象となる人には「扶養親族等申告書」が毎年9~10月に送られてきます。この申告書を提出すると、控除対象となる配偶者や子どもがいる場合、各種控除を受けられます。各種控除を受ける場合は必要事項を記入し、忘れずに書類を投函しましょう。

※令和2年分以降の扶養親族等申告書は、提出・未提出問わず、所得税率に差はなくなりました。そのため、各種控除に該当しない人(受給者本人が障害者・寡婦(寡夫)に該当せず、控除対象となる配偶者や扶養親族がない等)は、提出する必要はありません。

## 問題9の答え



### 一定条件を満たす場合は、確定申告は不要

次の2つの条件を満たす人は、確定申告は不要です。

- ・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
  - ・公的年金等以外の所得金額(給与や個人年金など)が20万円以下
- ただし、医療費控除や保険料控除など、各種控除の適用を受けて所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

## 問題10の答え



### 年金請求時に手続きした 振込口座は変更可能

年金の受取口座を変更したい場合は、「年金受給権者 受取機関変更届」を、年金事務所などに提出します。詳しくはJAにお問い合わせください。

正解の数で1~2ページの  
“ねんきん理解度”を確認してね!



年金などについてご不明な点がございましたら、  
JAにお気軽にご相談ください。